

重要

入札参加資格審査申請書提出後の内容変更について

当該年度内に内容変更があった場合は、遅滞なく変更書類を提出してください。

① 建設業の許可

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査)

特に上記2点については、当該年度中に有効期限切れとなることが無いように更新手続き等を行い、更新毎に最新版の書類を提出してください。

※ 各種更新手続きを行っていても更新後の書類を未提出の場合、こちらの書類上では有効期限切れとなっている場合がありますので、更新後は必ず提出してください。